

る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

<p>十四 第二期 以後の 利子以</p>	<p>十三 初期 利子</p>	<p>十四 第二期 以後の 利子以</p>	<p>十五 償還 金額</p>	<p>十六 償還 金額</p>	<p>十七 元利 支額</p>
<p>毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。</p>	<p>平成十五年六月二十日及び十二月二十日</p>	<p>日本銀行</p>	<p>額面金額百円につき百円</p>	<p>償還金額</p>	<p>元利支額</p>

十
九

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 五 平
成 年 成
十 八 十
五 月 五
年 十 年
八 四 八
月 日 月
二 ま 七
十 で 日
日 から
平成
十